

ひとり
一人ひとりが尊重される社会へ！
～みんなで生きる神奈川～

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく あん
外国籍県民かながわ会議（第11期）最終報告（案）

2022（令和4）年11月

目次

がいくせきけんみん	かいぎ	だい	き	さいしゅうほうこく		1	
外国籍県民かながわ会議（第11期）最終報告について							
がいくせきけんみん	かいぎ	こんご					3
外国籍県民かながわ会議の今後によせて							
1	ち	じ	ていげん				
1 知事への提言							
(1)	ていげん	こうもく	およ	ていげん	しゅし	4	
(1) 提言項目及び提言の趣旨							
(2)	じょうほう	ぶ	かい	ていげん			
(2) 情報部会の提言							
【ICTツールを活用した外国籍県民への情報提供】							
提言1	ていげん	かいぎ	こうもく	およ	ていげん	7	
提言1 ICTツールを活用した外国籍県民への情報提供							
【マンパワーを活用した取組】							
提言2	ていげん	がいこく	せきけんみん	かながわ	かいぎ	10	
提言2 外国籍県民かながわ会議の発信力向上のための環境整備							
提言3	ていげん	ち	いきじゅう	みん	こうりゅう	13	
提言3 地域住民との交流促進のための町内会活用案							
提言4	ていげん	がいこく	つな	がる	こと	15	
提言4 外国につながるこどもと保護者のための小学校入学前の							
説明会の実施							
提言5	ていげん	がいこく	じん	ふ	プロジェクト	17	
提言5 外国人ボランティアを増やすプロジェクト							
(3)	じんけん	きょういく	ぶ	かい	ていげん		
(3) 人権・教育部会の提言							
【人権関係】							
提言6	ていげん	こうれい	しや	がいこく	せきけんみん	20	
提言6 高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制の							
構築							
提言7	ていげん	かなが	わ	けん	こ	22	
提言7 神奈川県で子どもの権利に関する条例制定							
提言8	ていげん	がいこく	じん	ち	ほう	24	
提言8 外国人の地方参政権（選挙権・被選挙権）導入							
【教育関係】							
提言9	ていげん	に	ほん	ご	きょういく	26	
提言9 日本語教育を含む教育支援について							
提言10	ていげん	がいこく	じん	きぎ	ょう	29	
提言10 外国人起業家支援について							
提言11	ていげん	けんりつ	どうに	ゆう	導入	30	
提言11 県立インターナショナル・コースの導入、							
多言語サークルの導入							
2	かい	ぎ	かい	さい	じょう	33	
2 会議開催状況							
3	さん	こう	しり	ょう			
3 参考資料							
・	けん	ない	がいこく	じん	すう	35	
・ 県内外国人数の推移							
・	がいこく	せきけんみん	かながわ	かいぎ	せ	39	
・ 外国籍県民かながわ会議設置要綱							
・	がいこく	せきけんみん	かながわ	かい	ぎ	42	
・ 外国籍県民かながわ会議運営要領							
・	がいこく	せきけんみん	かながわ	かい	ぎ	44	
・ 外国籍県民かながわ会議傍聴要領							
4	がいこく	せきけんみん	かながわ	かいぎ	だい	46	
4 外国籍県民かながわ会議（第11期）委員名簿							

ねん がつ にち
2022年11月 2日

かながわけんちじ ぐろいわ ゆうじ さま
神奈川県知事 黒岩 祐治 様

がいこくせきけんみん かいぎ
外国籍県民かながわ会議
いいんちょう
委員長 サリ アビシエク

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 最終報告について

ねん はじ ねん 2020年の初めごろから、コロナ禍のため様々なところで多大な影響が出てきました。世の中のあらゆるところに人類が想像もしなかったような変化が起き、新しい働き方 (New ways of working) が誕生しました。通常であればあり得ない「無観客」で行われるイベントもありました。オリンピックのようなグローバルイベントがその象徴とも言えるでしょう。

えいきょう にほんこくない ざいりゅうがいこくじんすう あらわ ねん がつまつ
コロナの影響は日本国内の在留外国人数にも表れています。2021年12月末
じてん にほんぜんこく ざいりゅうがいこくじんすう にん ねん くら にん
時点で、日本全国の在留外国人数は 2,760,635人、2020年に比べ 126,481人も
げんしょう どうよう けいこう かながわけんざいじゅう がいこくせきけんみん あらわ
減少しています。同様の傾向は神奈川県在住の外国籍県民にも表れています。
ねん がつじてん かながわけん じゅうみんきほんだいちようじょう がいこくじんすう にん
2022年1月時点の神奈川県の住民基本台帳上の外国人数は、222,018人と
ぜんねんちょうさ にん にん げんしょう
前年調査226,766人から 4,748人も減少しています。

こんき がいこくせきけんみん かいぎ かいしとうしよ かいさい
今期の外国籍県民かながわ会議は、開始当初からリモートで開催されること
になりました。我々委員が直接対面で話し合ったりお互いについてよく理解で
きる機会が少ない中で、カメラ越しで自分たちのやりたいこと、意見などを伝え
きょうぎ はじ たいめん みな あ しゅうばん
協議してきました。初めて対面で皆さんにお会いできたのも、終盤になってこ
さいきん
こ最近のことです。

わたし だい き がいこくせきけんみん かいぎ くに ちいき しゅっしんしゃ めい
私たち第11期の外国籍県民かながわ会議は、10の国と地域の出身者15名の
いいん こうせい ねん がつ かつどう
委員で構成され、2020年10月に活動をスタートしました。

神奈川県に在住する外国籍県民は、国籍やアイデンティティ、日本にきた理由など、人によって様々です。いわゆるオールドカマーとして日本に移り住んだ人々やその子孫（特別永住者）、永住者、企業で働く高度専門職、技能実習生や留学生など、様々な在留資格を持ち、生活しています。

このような状況の中で、日本全体では外国籍住民と地域住民との交流や相互理解が進み、共に生きる存在として多様性を認め、多文化共生を目指す考え方や取組が増えてきています。しかしまだまだ課題は多く、これからも当事者が日本社会の参画に関わっていくことは、多文化共生社会の構築に向けて必要不可欠なものと考えます。多様な立場の人々が日本社会の将来を考え、多様な意見を基に多文化共生施策を推進していくことは、未来の日本社会をすべての人々がより豊かに、より暮らしやすく発展させることにつながると考えます。

今回私たちは、情報部会と人権・教育部会の二つに分け、様々なことについて議論してきました。情報部会では、神奈川県が提供する情報がより多くの県民に効率よく伝わるよう最新の ICT ツールの活用や、県内の様々な行政機関と外国籍県民の間の交流がより深まるような提案も考えました。また、人権・教育部会では、外国籍県民へのサポートを通じて神奈川県のグローバル化にもつながる提案もいくつか具体的に考えました。外国籍県民を取り巻く環境の変化を踏まえた、今までとは違う視点での提言もあります。今回ここに、その協議結果を知事への報告として提出いたします。

この提言を読んだ行政職員一人ひとりが、同じ地域で生活する外国籍県民の声に耳を傾け、当事者と共に問題解決に向けて歩みを進めてくれることを期待します。

最後に、外国籍県民かながわ会議を設置し、事務局を務めていただいた神奈川県に感謝します。

がいくせきけんみん かいぎ こんご 外国籍県民かながわ会議の今後によせて

がいくせきけんみん かいぎ がいくせきけんみん けんせいさんかおよ ちいきしゃかい
外国籍県民かながわ会議は、外国籍県民の県政参加及び地域社会づくりへの
さんかくそくしん みずか かん しょもんだい けんとう ば かくほ もくてき せっち こんかい
参画促進や、自らに関する諸問題を検討する場の確保を目的に設置され、今回
だい き むか
で第11期を迎えました。

こんき は ひとり ひとり せんちよう しゃかい い かながわ
今期は、「一人ひとりが尊重される社会へ！～みんなで生きる神奈川～」をテ
ーマに、オンラインを ちゆうしん いいかんきようぎ すす
中心に委員間協議を進めてきました。これまで措置につ
ながり、いつい せいか にほん ごきょういく じょうほうていきょう ぶんや
なり、一定の成果があった「日本語教育」と「情報提供」分野において、
げんご かべ げんいん がいくせきけんみん じょうほうじゃくしゃ じょうほうなんみん じだい
言語の壁が原因で、外国籍県民が情報弱者や情報難民にならないよう時代に
そく ないよう ていげん
即した内容を提言しました。

また、こくせき おや
国籍や親のルーツにかかわらず、かながわ
神奈川をふるさとのようにおも い
思って生き
るゆえに ひつよう ちほうさんせいけん こ けんり こうれいしゃ かいごもんだい ふ
るゆえに必要な「地方参政権」、「子どもの権利」や高齢者の「介護問題」にも踏
み込んで議論し、ていげんしょ
提言書にまとめました。さらに、ダイバーシティ神奈川の発展
か ながわ ほんてん
に少しでも貢献すべく、がいくせきけんみん きぎょうしえん かん ていげん
外国籍県民の「起業支援」に関しても提言しました。

いっぽう いいんじしん ちしき ふか じゅうようせい がいくせきけんみん かん
一方で委員自身が知識を深めることの重要性、また、外国籍県民に関する
しょもんだい おうおう にほんしゃかいぜんたい もんだい いっち
諸問題は往々にして、日本社会全体の問題とも一致することに気づきました。
いちれい じんけんぶもん と あ しょもんだい にほんこくみん がいくせきけんみん かか
一例として、人権部門で取り上げた諸問題は日本国民、外国籍県民に関わらず、
ひとり にんげん い さいていげん けんり ほしょう い
一人の人間として生きるための最低限の権利であり、保証されることで生きや
すい しゃかい じょうせい かんが きいこう ぜ ひ がいくせきけんみん かん
すい社会の醸成につながると考えます。12期以降も是非外国籍県民に関する
しょもんだい かいけつ ひろ し や しゃかいぜんたい もんだいかいけつ
諸問題の解決のみにとどまらず、より広い視野で、社会全体の問題解決につな
が
るようなていげん きたい
提言を期待しております。

こくせき かきね と こ もんだいていき かいけつさく ていげん おこな ぼ がいくせき
国籍の垣根を飛び越えた問題提起と解決策の提言を行う場として、外国籍
けんみん かいぎ こんご あたら きよめん むか ぞん いっそうじゅうじつ
県民かながわ会議は今後、新しい局面を迎えることと存じ、より一層充実し
たものになることを願っております。

がいくせきけんみん かいぎ だい き いいんちどう
外国籍県民かながわ会議（第11期） 委員一同

1 知事への提言

(1) 提言項目及び提言の趣旨

提言1 ICTツールを活用した外国籍県民への情報提供

神奈川県が各自治体と開いている災害関係の情報共有会議などを通じて、既存のICTツールや電子情報を活用することで災害時の多言語情報提供の取組を促進してほしい。

また、ネット情報で外国人住民が必要としている日常の生活情報を提供できるように動画コンテンツなどを作りたい。

提言2 外国籍県民かながわ会議の発信力向上のための環境整備

外国籍県民かながわ会議は今期で20年。しかし、会議自体があまり多くの人に知られておらず、そこから出された提言はなおさらである。

外国籍県民かながわ会議の委員が更なる優秀な提言案ができるような環境整備が必要である。県民会議の発信力の向上によって、多くの外国籍県民が仲間になり、より良い多文化共生社会の実現に近づくと考える。

提言3 地域住民との交流促進のための町内会活用案

外国籍県民を最もスピーディーかつ身近でサポートできるコミュニティーとして、「町内会」の活用を県から各市町村に提案していただきたい。

外国籍の方も「地域の住民」であることを考えると、身近にサポーターがいると心強い。一方で、face-to-faceのコミュニケーションには、言葉が壁となるため、言語面のサポート体制の構築も同時に必要だと考える。

ていげん がいこく ほごしゃ しやうがっこうにゆうがくまえ せつめいかい じっし
提言 4 外国につながる子どもと保護者のための小学校入学前の説明会の実施

がいこくせき ほごしゃ たい しそく しやうがっこうにゆうがくまえじゆんぴ がくしゆうないよう きやうじ こうない
外国籍の保護者に対しその子息の小学校入学前準備、学習内容、行事、校内
せいかつとう たげんご たいめんなら せつめいかい おこな ぐたいてき
生活等について多言語で対面並びに Zoom で説明会を行うこと。具体的に
しやうがっこうせいかつ どうが さくせい かながわけん の
小学校生活の動画を作成し、神奈川県ホームページに載せていただきたい。
せつめいかい かん じぜんこうほう ちから い ぐたいてき けん
説明会に関する事前広報にも力を入れていただきたい。具体的に県から
しちやうそん こくさいせいさくたんとうか だしん ねが
市町村の国際政策担当課へ打診をお願いしたい。

ていげん がいこくじん ふ
提言 5 外国人ボランティアを増やすプロジェクト

けんりつちゆうとうきやういくがっこう こうとうがっこう だんたい ほんやく つうやく てつだ
県立中等教育学校・高等学校やNPO団体などで翻訳や通訳の手伝いをす
がいこくじん ふ かつどう しえん よさん た
る外国人ボランティアを増やすため、ボランティア活動を支援する予算を立て
ていただきたい。
また、がいこくじん ぼしゆう たんとう ぶしよ かつどう しがん
また、外国人ボランティアの募集を担当する部署と、ボランティア活動に志願
する外国人にとって手軽に申請できる制度が必要である。

ていげん こうれいしゃ がいこくせきけんみん あんしん せいかつ たいせい こうちく
提言 6 高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制の構築

かいごほけんせいど かん きそちしき かいごにんてい りやう なが とう
介護保険制度に関する基礎知識や、介護認定からサービス利用までの流れ等
わ たげんご せつめい さくせい かいご ひつよう まえ
を分かりやすく多言語で説明するリーフレットを作成し、介護が必要になる前
からかいごほけんせいど ちしき え じやうほうはっしん
から介護保険制度の知識が得られるよう情報発信していただきたい。
かいご かの せんもんてき きやういくじんざい いくせい すす けんこうい じ いぼしよ
介護に関する専門的な教育人材の育成を進めるとともに、健康維持や居場所
づくりのためがいこくせき こうれいしゃ こうりゆうじぎやう た あ こうれい
り人生の最期を迎えることについて、じっくり時間をかけて考える機会と、そ
れをささ たいせい ひつよう
れを支えるサポート体制が必要である。

ていげん かながわけん こ けんり かん じやうれい せいてい
提言 7 神奈川県で子どもの権利に関する条例 制定

かながわけん こ けんり かん じやうれい せいてい こ と ま
神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定してほしい。子どもを取り巻く
かんきやう かいげん こ けんり まも しゃかい
環境を改善し、子どもの権利を守る社会にしてほしい。

ていげん がいこくじん ちほうさんせいけん せんきょけん ひせんきょけん どうにゆう
提言8 外国人の地方参政権（選挙権・被選挙権）導入

がいこくせきけんみん いけん にほんしゃがい はんえい えいじゆう ちょうき たいざい
外国籍県民の意見が日本社会に反映されるよう、永住など長期にわたり滞在
する外国籍県民に対して地方参政権を与えるよう要請する。

ていげん にほんごきょういく ふく きょういくしえん
提言9 日本語教育を含む教育支援について

がいこくせきけんみん きょういくしえん いか ないよう じっし
外国籍県民への教育支援として、以下の内容を実施していただきたい。

- こうりつしょうちゅうがっこうむ わ にほんご ぼごもち きょうざい
①公立小中学校向けの分かりやすい日本語、母語を用いたオンライン教材
の作成
- しんせつやかんちゅうがっこう ざいけんわくこうこう にゆうがく せいと しえんきょうか
②新設夜間中学校、在県枠高校に入学した生徒への支援強化
- ちいき にほんごきょうしつ もくひょう にほんごがくしゅうじつげん む たいけいか
③地域の日本語教室の目標ある日本語学習実現に向けた体系化

ていげん がいこくじんきぎょうかしえん
提言10 外国人起業家支援について

がいこくじんきぎょうか しえん いか ないよう じっし
外国人起業家を支援するため、以下の内容を実施していただきたい。

- けん がいこくじんきぎょうか しよきしきん じよせいきん だ
①県から外国人起業家に初期資金として助成金を出す。
- にほん きぎょう せつめいかい ひら
②日本で起業するプロセスについて説明会やワークショップを開く。
- がいこくじんきぎょうか しえん ほうりつじむしょ しょうかい
③外国人起業家を支援する法律事務所などを紹介する。
- かながわけんない がいこくじんきぎょうか めいぼ さくせい こうちく じぞく
④神奈川県内の外国人起業家の名簿を作成し、ネットワークを構築し、持続
可能なコミュニティを目指す。

また、外国人人材を採用した企業に対してワークショップ形式の研修を
提供してほしい。

ていげん けんりつ どうにゆう たげんご どうにゆう
提言11 県立インターナショナル・コースの導入、多言語サークルの導入

こうりつがっこう どうにゆう あんか えいごきょういく う
公立学校にインターナショナル・コースを導入し、安価で英語教育が受け
られる環境を提供していただきたい。国際的な環境で日本人及び外国籍の子
どもたちが一緒に勉強する事で、多文化共生も実現できると考える。

また、色々な国の子どもたちが参加することも考慮し多言語サークル（継承語
の習得のため）の設立も強くお勧めする。

(2) 情報部会の提言

【ICTツールを活用した外国籍県民への情報提供】

提言1 ICTツールを活用した外国籍県民への情報提供

[提言の趣旨]

神奈川県が各自治体と開いている災害関係の情報共有会議などを通じて、既存のICTツールや電子情報を活用することで災害時の多言語情報提供の取組を促進してほしい。

また、ネット情報で外国人住民が必要としている日常生活情報を提供できるように動画コンテンツなどを作っていたきたい。

[具体的な内容]

- ① 災害時の外国人住民支援に役立つ、いろいろな団体が準備している既存のICTツールや資料の存在を各市町村に周知する。
 - ・ 災害時・非常時の外国人支援のため、既存の様々なオンライン多言語資料やツールが確実に活用されるよう、神奈川県の災害時外国人住民支援担当者会議を通じて各自治体に働きかける。
 - ・ 各自治体のホームページ等に掲載する多言語資料を一から作るのではなく、言語によっては既存の資料もあるため、既存の資料の存在を自治体に周知する。
- ② 外国籍県民の生活を支援するためのビデオを作成し、神奈川県公式YouTubeチャンネル「かなチャンTV」にアップロードする。
- ③ 神奈川県で提供している「こんにちは神奈川」について、年3回のハードコピーとPDFでの出版を継続的に更新されるウェブサイトでの提供に代える。

[提言理由]

- ① 現在、神奈川県内の各自治体が災害や非常時の情報提供をそれぞれのホームページで掲載していますが、多言語情報の対応はバラバラです。

精度の低い自動翻訳ソフトで対応している自治体もあれば、丁寧に多言語情報を翻訳したり翻訳精度の高いツールを活用する自治体もあります。

災害時に、県内の外国人住民が必要としている情報を作成・準備することはこれまでの課題とされてきましたが、各市町村が独自に準備するより、既存のソリューションを活用してもらった方があまり手間もかからず効率的だと考えます。

この提言の趣旨は、特に多言語情報を発信するのに必要なリソースを充てられない小さな自治体に対して神奈川県が既存の資料やツールを有効に活用してもらうように働きかけ、非常時に ICT を活用することにより外国人住民に必要な情報が行き届くようにすることです。

実際、CLAIR（一般財団法人自治体国際化協会）という団体がこういったツールを用意していますので、ツールの存在を自治体に周知したり、また市町村のホームページが神奈川県のホームページとリンクすることで各自治体が同じものを一から作ることなく、既存のものを災害時・非常時に活用できるようにしていただきたいと思います。

- ② 神奈川の外国籍県民には色々なニーズがあり、長期居住者の場合はよくわかりますが、新規入国者の場合は事前にそのニーズが予想できません。また、横浜や川崎に住んでいる新規入国者は早く人脈を作れる場合がありますが、小さい街に住んでいる人はこういう人脈を作るとは難しいと思います。さらに、自治体は外国籍県民のニーズを把握していない場合があります、外国籍県民を支援することが難しい場合があります。

しかし、ビデオがあれば外国籍県民はいろいろな情報入手できます。たとえば、税金の申告の仕方、免許証の取り方、ゴミの出し方、町内会の入会方法や病院の行き方、公共交通の乗り方をビデオで紹介することができます。そして、神奈川県の文化や歴史を知ってもらい、日々の暮らしに彩りを添えるため、公園や動物園や文化史跡・遺跡のビデオも作成して、紹介することができ、さらに、ビジネスなどで成功した外国籍県民を紹介するビデオも作成することができます。

作成したビデオは神奈川県公式YouTube チャンネルの「かなチャン TV」にアップロードすることができます。「かなチャン TV」にはこういうビデオもありますが、外国籍県民のニーズに答えられていないものもありますので、より多くの外国籍県民に必要な情報を提供できるようにするために、新しいコンテンツを作成する必要があると考えます。そうすれば、外国籍県民が質問したいときや問題に直面したとき、インターネットで検索し、「かなチャン TV」にアップロードされたビデオを見つけることができますし、情報を友達や地方の団体にも共有できます。

③ 神奈川県では年3回、「こんにちは神奈川」を発行しています。日本語とほかの6言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語）で発行しています。ハードコピーは自治体の施設で配布し、インターネットでPDFも提供しています。しかし、今は自治体の施設に行く人は少なくなりました。そして、PDFはスマートフォンで読みにくいフォーマットですので、神奈川県はこれから「こんにちは神奈川」をウェブマガジンの形式に変更していただいた方がより多くの人に情報が届くこととなります。これによって、「こんにちは神奈川」を使って簡単にオンラインで外国人コミュニティに情報を提供することが可能になります。

【備考】

- ① <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/bousai/multilingual.html>
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/saigaijigaikokujinshien.html>
<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>
<https://minkana.net/about-minkana/>
- ② <https://www.youtube.com/channel/UCgbP0Z6Tm8fIY5ILHarmzjQ>
- ③ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/mlt/f4010/index.html>

【マンパワーを活用した取組】

提言2 外国籍県民かながわ会議の発信力向上のための環境整備

[提言の趣旨]

外国籍県民かながわ会議は今期で20年。しかし、会議自体があまり多くの人に知られておらず、そこから出された提言はなおさらである。

外国籍県民かながわ会議の委員が更なる優秀な提言案ができるような環境整備が必要である。県民会議の発信力の向上によって、多くの外国籍県民が仲間になり、より良い多文化共生社会の実現に近づくと考える。

[具体的な内容]

提言の狙い

- ・外国籍県民かながわ会議の発信力向上の場を作る。
- ・メンバーの勉強する機会を増やす。

<外国籍県民かながわ会議が発信できる場の環境整備>

外国籍県民かながわ会議の発信力向上や委員の知識向上のため、下記のような取組を実施していく必要がある。しかし、委員のみで自主的に企画するのは困難なため、事務局において、企画にあたっての助言や連携先に繋ぐなどのサポートをしてほしい。

① 県が主催するイベントで外国籍県民かながわ会議を誘致

「外国籍県民かながわ会議」としてあーすフェスタかながわの実行委員会、企画委員会に参加。最初から最後まで一つの企画を作り上げる。

企画の形式について、例えば、県民にこれまでの提言や実績をアピール。ワークショップのように当日来場者と一緒に手作り企画など。

② 懇話会との連携を深める。

[1] 懇話会委員が講師となり、詳しい分野について研修講座を企画

【例】部会分け後に、各部会のテーマに沿って、懇話会委員を講師として招き、勉強会を開く。

[2] 懇話会委員、県民会議のOG・OBとの交流会、話を聞く会を企画

【例】懇話会委員の話だけではなく、県民会議のOG・OBを招き、自分の提案について意見交換などを行う。

③ かながわ国際交流財団とのコラボ企画

県民会議の委員は講師になり、年間複数回の講座の企画など
講座の内容は、日本語教室や日本語教育はもちろん、多文化共生に関するフォーラム企画なども考えられる。

④ 県内の外国人支援活動をしているNPO、NGOとの交流会

かながわ外国人すまいサポートセンター、地球の木、野毛坂グローバルなどとの交流会を行う。企画内容としては、県民会議の取組についてアピール。先方の取組を聞く。

⑤ 委員の知識面を固めるために、見学会（NPO、NGOの取組を理解するため

に現場を訪問）、学習会（有識者を招き、お話を聞く）を企画

[1] NPO、NGOの活動現場を訪問。取組について話を聞く。

[2] 公益社団法人、財団法人（横浜市国際交流協会、川崎市国際交流センター、相模原市国際化推進委員会など）が主催する企画、講座、イベントに参加し、勉強する。

[3] 多文化共生に関して、有識者、良識者、当事者を招き話を聞く。

【提言理由】

県民会議は今期で20年の歴史を迎えてきた。20年間の提言によって、様々な外国人の暮らしのための政策や、NPO法人ができた。しかし、県民会議につい

知っているかどうか聞くと、多文化共生に関心を持っている方の中でも、知らない方が少なくない。

県民会議の提言によって、問題を改善することができたということがなかなか知られていない。そういった存在感が高まらない、知名度が低いことが県民会議にとっては喫緊の課題だと考える。

さらに、今後外国籍県民目線で問題だと思うものを解決するために、より良い提言づくりをすることが必要不可欠である。そのために、メンバーの問題点への理解が深めることが必要と考えられる。

外国籍県民かながわ会議の委員の問題点への理解を深めることによって、提言の質をより高めることができ、より良い政策ができると考える。外国籍県民にとってより良い生活環境ができ、もっと多くの多文化共生に関する有識者や当事者が仲間になる。

逆に言えば、外国籍県民かながわ会議の存在感、知名度をアップすることによって、より多くの良識ある者が集まり、より良い提言ができる。知名度アップや、委員の問題意識の向上といった両者の関係性は切っても切れない関係である。

提言の質を高めるために、やはり身の回りの現状だけ把握することでは足りない。できれば、いろいろ勉強する、学習する場に足を運んで、そこから「自分がこれから何について提言をしたいのか」を見出す。そうすることによって、より深く質の高い、さらに客観的な提言ができ、より良い神奈川県多文化共生政策の実現につながると考えている。

上記のことを達成するために、このような勉強会、見学会、学習会などを企画する必要があるが、委員は関係機関とのネットワークがないなど、自主的に企画するには困難な面がある。そこで、事務局である国際課において、より効果的な勉強会等にするための助言や連携先に繋ぐなどのサポートをしてもらいたい。

提言3 地域住民との交流促進のための町内会活用案

【提言の趣旨】

外国籍県民を最もスピーディーかつ身近でサポートできるコミュニティとして、「町内会」の活用を県から各市町村に提案していただきたい。

外国籍の方も「地域の住民」であることを考えると、身近にサポーターがいると心強い。一方で、face-to-face のコミュニケーションには、言葉が壁となるため、言語面のサポート体制の構築も同時に必要だと考える。

【具体的な内容】

外国籍県民を最もスピーディーかつ身近でサポートできるコミュニティとして、「町内会」の活用を県から各市町村に提案していただきたい。また、町内会制度を知っていただき、利用いただけるよう外国籍県民への情報提供も県から各自治体に呼びかけていただきたい。

具体的には、神奈川県社会福祉協議会 → 各市町村の社会福祉協議会 → 各自治会 → 民生委員のルートを通じて、もしくは「かながわ自治体の国際政策研究会」など県と県内自治体が直接話し合える場において、以下提言の実現を県から市町村へ打診していただきたい。

① 町内会への働きかけ

一案として、公民館やまちづくりセンターなど、地域住民に密着している場所において、外国籍県民かながわ会議の提言を直接伝えていただき、各地区に支援活動が浸透する取組を行っていただくようお願いする。

取組の一案として、地域の外国籍県民、外国に滞在・居住経験のある日本人住民や外国籍県民が多く住む地域の町内会の方等を招き、体験談を伺い、また相談に乗っていただくなど、外国籍県民とのかかわり方について、日本人住民向けに啓もう教育をお願いしたい。

② 町内会制度の周知

町内会制度を周知する方法として、役所でポスターやチラシの掲示、役所窓口での簡単な説明等、外国籍県民に「町内会」制度の周知や加入手続きの案内を行っていただきたい。

掲示するポスターには、あらかじめ作成した日本語を含む多言語で町内会を紹介するコンテンツにアクセスできるQRコードを載せていただきたい。

なお、同時に日本語版も作りPRすることで、町内会の魅力や加入方法等について日本人住民向けの宣伝にもつながり、加入率低下や役員不足などの問題を解消するとともに、外国籍県民にとどまらず、地域全体にとって魅力的な自治会とは何かについて考えるきっかけともなれば幸いと考える。

【提言理由】

① 既存の制度であり、新たな人的・物的資源の投入がほぼ不要であることから、各方面の負担を最小限にでき、かつ効率よく進められると考えたため。

② 過去に二度ほど町内会の役員をさせていただいた経験から、町内会に地域住民（お年寄りや外国籍の方）をサポートしたい熱心な方が多く、協力を得やすいと感じている。

③ 町内会の役割の再認識・再評価にもつながると考えたため。

ITツールの発達により、情報伝達がface-to-faceである必要がなくなった今、「情報弱者」（ITに馴染みがない方や言葉が通じない外国籍の方など）をタイムリーに助けるにはface-to-faceによる情報伝達ほかない。それができるのが「町内会」である。

近年の加入率の低下など、町内会の必要性について議論される中、組織が果たす役割の再確認、再評価にもつながると考えている。

- ④ 日本以外にも似たような制度の国が多く、外国籍県民にも馴染みやすいと考えたため。(例：東アジアやアメリカなど。)
- ⑤ 外国籍県民にとってもっとも日常生活に即した情報が得やすいため。地域の防災や消防訓練など、日常生活の中でももっとも身近で重要な情報がすばやく得られるため。
- ⑥ 外国籍県民の孤立防止
 挨拶できる人、気にかけてくれる人が近くにいることの心強さ、地元イベントへの参加で日本文化に触れる機会等、外国籍県民にとってのメリットも大きいと考える。

なお、本提言の懸念点として、face-to-face のコミュニケーションの際、言葉が壁となることが挙げられる。そのため、地域内や周辺地域の先住外国籍県民やボランティア通訳の協力など、言語面のサポート体制の構築も同時に必要だと考える。(※ボランティア通訳については「提言5」参照。)

提言4 外国につながる子どもと保護者のための小学校入学前の説明会の実施

[提言の趣旨]

外国籍の保護者に対しその子息の小学校入学前準備、学習内容、行事、校内生活等について多言語で対面並びに Zoom で説明会を行うこと。具体的に小学校生活の動画を作成し、神奈川県ホームページに掲載していただきたい。説明会に関する事前広報にも力を入れていただきたい。具体的に県から市町村の国際政策担当課へ打診をお願いしたい。

[具体的な内容]

- ① 外国籍の保護者に対しその子息の小学校入学前準備、学習内容、行事、校内での生活等について多言語で対面並びに Zoom で説明会を行うこと。

例) タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、中国語、スペイン語、
英語、タイ語等。

具体的に小学校生活の動画を作成し、神奈川県ホームページに載せてい
ただきたい。

② 説明会に関する事前広報にも力を入れていただきたい。具体的に県から
市町村の国際政策担当課へ打診をお願いしたい。

例) 神奈川県ホームページ、多言語支援センターかながわ等

[提言理由]

①-1 日本人にとって当たり前前の習慣でも、外国籍の保護者には当たり
前でないことはよくあります。日本の小学校に通った経験のない外国籍の
保護者にとって、小学校の入学前準備はわからないことばかりです。

①-2 小学校の決まり事、連絡帳の書き方、「小学校での1日」のスラ
イドショー、入学準備の品目、教材や学校からのプリントの展示紹介等
を多言語で説明会を行う必要がある。

①-3 外国籍の保護者の出身国によっては独自の文化や宗教もあるた
め、通訳を交えて対面並びにZoomでの説明会を希望。

①-4 横浜市、川崎市、相模原市では実施されているため、綾瀬市、
愛川町など、外国籍の子息の多い地域でも希望。

②-1 川崎市では1月、2月ごろに実施したが参加人数が少なかったこと
から広報がうまくいっていないのが現状である。

②-2 神奈川県ホームページにおいては多言語で詳しく情報公開する。

また、ボランティア並びに県の多言語支援センターかながわなどが広報
の協力を行うことで保護者のサポートに繋がる。

学校側にも神奈川県が作成した入学前説明会資料を各保護者に配布し、

情報展開することによってより多くの外国籍の保護者に参加してもらうこ
とが期待できる。

以上のことから、外国籍の保護者に対する入学前説明会を多言語で開催してほしい。

【備考】

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-1-4-0-0-0-0-0-0.html>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/lang/residents/ej/child/schoollifejapanese.html>

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64369/tebiki_r2_kaitei.pdf

提言5 外国人ボランティアを増やすプロジェクト

【提言の趣旨】

県立中等教育学校・高等学校やNPO団体などで翻訳や通訳の手伝いをする外国人ボランティアを増やすため、ボランティア活動を支援する予算を立てていただきたい。

また、外国人ボランティアの募集を担当する部署と、ボランティア活動に志願する外国人にとって手軽に申請できる制度が必要である。

【具体的な内容】

神奈川県では、かながわボランティア活動推進基金21を設置し、NPO団体等に対してボランティア活動補助金を交付したり、ボランティア団体成長支援事業を実施するなど、ボランティア活動を支援する取組を行っている。

しかし、県立中等教育学校・高等学校やNPO団体などでは、外国人ボランティアを十分に確保できているとは言えない状況であり、外国人が様々な手続きや情報伝達を行うには、現状の支援では不十分である。

そこで、外国人ボランティアの数を増やすために、神奈川県知事にはこのボランティア活動を支援する予算を立てていただきたい。予算の使い道としては、ボランティア参加者への交通費と報酬、そしてボランティア募集に関する広報を考えている。

また、^{けんりつちゅうとうきょういっくがっこう こうとうがっこう がいこくじん}県立中等教育学校・高等学校での外国人ボランティアの募集を担当する^{ぶしょ}部署や、このプロジェクトに参加した^{さんか がいこくじん}外国人ボランティアに^{こうつうひ}交通費と^{ほうしゅう わ あ}報酬を割り当てる^{ぶしょ つく}部署を作っていたきたい。

このプロジェクトの^{もくひょう}目標は、^{がっこう}学校で^{かつどう}活動する^{がいこくじん}外国人ボランティアを増やすことと、^{だんたい れんけい}NPO団体と^{がいこくじん}連携することで^{さんか}外国人ボランティアが^{かつどう}参加、^{かんきょう}活動しやすい環境づくりをすることである。

具体的な内容としては、^{がっこう}学校では^{にほんご}日本語に^ふ不慣れな^{がいこくじん}外国人の^{ほごしゃ こ}保護者が^こ子ども^{がっこう}の学校からの^{てがみ}手紙を^{りかい}理解できないときに、^{がいこくじん}外国人ボランティアが^{ほんやく}その翻訳や^{へんしん}返信の^{てつだ}手伝いをする。^{がいこくじん}外国人の^{ほごしゃ}保護者は、^こ子どもたちの^{がっこう}学校で^{ちよくせつ}直接ボランティアに^{もう こ}申し込むことができる。

^{だんたい れんけい}NPO団体との^{だんたい しゅさい}連携では、^{がいこくじんむ}NPO団体が^{がいこくじん}主催の外国人向けのイベントで、^{スタッフ}スタッフとして^{がいこくじん}外国人ボランティアを^{きよう}起用する。例えば、^た外国人^{がいこくじんこそだ}子育て^{ひろば}広場の^{スタッフ}スタッフに^{がいこくじん}外国人を^{きよう}起用すると、^{にほんじん}日本人^{さんかしや}スタッフよりも、^{さんかしや}参加者と^{そぼう}スタッフ^{ことば}双方が^{かべ}言葉の^{ぶんか}壁や^{ちが}文化の^{かん}違いを感じづらいため、^{さんかしや}参加者が^{そうだん}より^{かんきょう}相談しやすい^{つく}環境を作ることができる。

^{ぎょうせい}行政から^{ほんやくまた}翻訳又は^{つうやく}通訳の^{しえん}支援を^{ひつよう}必要とする^{がいこくじん}外国人が多い^{おお}場所を^{ぼしょ}下に^{した}記す。

<^{がいこくじん}外国人が^{たす}助けを^{ひつよう}必要とする^{ぼしょ}場所>

- ① ^{けんりつちゅうとうきょういっくがっこう こうとうがっこう}県立中等教育学校・高等学校：^{がっこうじょうほう}学校情報、^{きょうし}教師との^{めんだん}面談、^{かつどう}PTA活動
- ② ^{だんたい}NPO団体：^{がいこくじんむ}外国人向けの^{かつどう}活動をする^{だんたい}NPO団体

例) ^{れい}かながわ^{がいこくじん}外国人^{にほん}すまい^すサポート^{がいこく}センター『^{ひとびと}日本に住む^{がいこく}外国人^{ひとびと}の人々の^くくらしをサポート』

^{つうじょう}通常、^{がっこう}学校に^{ほんやく}翻訳、または^{つうやく}通訳が^{ひつよう}必要な^{ばあい}場合は、^{こくさいこうりゅう}国際交流センターや^く区の^{らうんじ}ラウンジなどで^{れんらく}連絡することができる。しかし^{じっさい}実際は^{つうやく}通訳が^{すく}少ないため、^{たいおう}対応が^{おく}遅れる、^{ばあい}場合によっては^{つうやく}通訳が^み見つからないという^{もんだい}問題がある。

^{がいこくじん}かながわ外国人すまいサポートセンターは、^{がいこくじん}外国人が^{さが}すまい探しをする^{さい}際に^{ふどうさん}不動産や^{おおや}大家などと^とコミュニケーションを^と取ることをサポートしているが、^{げんざいじんいんぶそく}現在^{もんだい}人員不足が^{もんだい}問題となっている。

また、困っている外国人を助けたいと考える外国人の中には、どこで申請すればよいのかがわからない、また申請方法が難しいことで、ボランティア活動に参加できていない人もいます。特に、申請するに当たって多くの個人情報を開示しなければならないことについて不安を感じる人は少なくない。

したがって、少ない手続きで申請を簡単にすることができる、行政による外国人ボランティア制度をコミュニティに提供することは、外国人が日本に住みやすくなる一つの方法となると考える。その際、申請は名前と連絡先、活動ができる時間など記入事項をできるだけ少なくし、申請する場所も活動する場所と一致させる必要がある。例えば、

- ① 県立中等教育学校・高等学校：外国人の保護者が学校に直接申し込むことで、学校に関する通訳のボランティアになることができる。
- ② NPO団体：県のたよりやウェブサイトにて、どんなNPO団体の活動が外国人ボランティアを募集しているかなどの情報を、連絡先とともに掲載する。

【提言理由】

神奈川県に住む在日外国人の人口が増加している。そして、すべての外国人が英語や中国語のような、日本でもよく翻訳がされている外国語でのコミュニケーションができるわけではない。この状況に伴って、外国人が学校やNPO団体において手続きや情報伝達を行うには今の支援では不十分である。

そこで、外国人ボランティアが両者の通訳者、仲介役となれば、スムーズに対応することが可能になる。これらの外国人ボランティアは、予約や相談を受けたときに駆け付けることができれば、困っている外国人を手助けできることはもちろん、学校やNPO団体にとっては頼りにしやすい団体である。

このプロジェクトは、外国人がボランティア活動する機会を増やし、外国人ボランティアを募集するためのより多くのアクセス可能なチャンネルを設けるために、神奈川県の手助けを受ける必要がある。

(3) 人権・教育部会の提言

【人権関係】

提言6 高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制の構築

【提言の趣旨】

介護保険制度に関する基礎知識や、介護認定からサービス利用までの流れ等を分かりやすく多言語で説明するリーフレットを作成し、介護が必要になる前から介護保険制度の知識が得られるよう情報発信していただきたい。

介護に関する専門的な教育人材の育成を進めるとともに、健康維持や居場所づくりのため外国籍の高齢者の交流事業も立ち上げていただきたい。高齢になり人生の最期を迎えることについて、じっくり時間をかけて考える機会と、それを支えるサポート体制が必要である。

【具体的な内容】

介護保険制度に関する基礎知識や、介護認定からサービス利用までの流れ等を分かりやすく多言語で説明するリーフレットの作成、介護が必要になる前から介護保険制度の知識が得られるよう情報発信する。

情報発信の方法として県が提供する外国籍県民向け生活情報紙「こんにちは神奈川県」や神奈川県 YouTube チャンネル「かなチャンTV」で、介護保険制度についてシリーズで情報掲載を検討していただきたい。

リーフレット作成時は分かりやすさを重視し、ニーズが高い項目を厳選する。介護保険制度に関する多くの情報から必要な情報だけをピックアップし、「チャート」化して情報を整理する（参考：外国人住民のための子育て支援チャート <https://www.kifjp.org/child/chart>）ことで、より多くの外国籍県民に対して分かりやすく情報を伝えられるようになる。

- ・ 通訳業務も欠かせない状況であり、専門的で高い技術の人材が求められるため、人材育成の体制整備が必要です。
- ・ 高齢者交流事業を立ち上げて各自治体で利用できるサービスが外国籍住民へ届き、健康維持や介護予防の目的として利用できるサービス内容を

たげんご かけんとう 多言語化検討 (はり、きゅう、マッサージ、こうしゅうよくじょう 公衆浴場、スポーツ施設 しせつ
りょうけん 利用券)。あたらしい じだい たいおう 新 しい時代に対応できるように、こりつ 孤立しないでこうれいしゃ 高齢者があつ
はな あ 話し合い、パソコンのつか かた さぎ ひが い 使い方、詐欺被害にあわないようにたいさく まな 対策を学ぶための
いばしょ 居場所づくりがひつよう 必要です。

ていげんりゆう [提言理由]

にほん 日本ではざいじゆうがいくじん 在住外国人のていじゆうか えいじゆうか ともな がいくせき こうれいしゃ ふ つづ
定住化・永住化に伴い、外国籍の高齢者が増え続け
ていきます。こんご 今後、がいくじん こうれいか 外国人の高齢化はますますすすんでいくとよそう 予想されます。

スタートとして、がいくじんこうれいしゃ 外国人高齢者のかいご 介護に関するじつたい 実態・課題を把握するため、
たぶんか こうれいしゃかい 多文化高齢社会ネットかながわ (TKNK) ががいくじんむ 外国人向けパイロットインタビュー
のとりぐみ はじめました。リーフレット作成のためけん こうれいしゃもんだい 県、高齢者問題に関わっている
だんたい しゅどう どだい けんとう かながわけん 神奈川県としてのじょうほう 市町村独自のじょうほう 情報、サ
ービスのさ 差があります) をまとめるひつよう 必要があります。

かいごにんてい 介護認定のしりょう 資料はかわさきし よこはまし たげんごばん そんざい 川崎市、横浜市で多言語版が存在しますが、そのじょうほう
へのアクセスがわ 分かりづらく、にほんご よ たげんご じょうほう え 日本語が読めないと多言語の情報を得ることが
こんなん 困難です。かんたん 簡単にアクセスできて必要なじょうほう え 情報を得られるしく ひつよう 仕組みが必要です。

がいくせき こうれいしゃ かぞく ささ 外国籍の高齢者は家族に支えられる方も多くいますが、ひとり
く 暮らししている
かた すく 方も少なくありません。かいご サービスを受けるときはりかい 理解できないこともげんじつ
に起きています。かいご サービスを受けられる方の多くはにほんご 日本語でのコミュニケ
ーション力 りよく とぼ しが乏しく、その課題の解決にはせんもんつうやく 専門通訳がくかせません。

がいくじん こうれいか ともな もんだい こんご ふ 外国人の高齢化に伴う問題が今後、増えていくことがよそく 予測される中で、
じんせい さいご にほん むか ひと 人生の最期を日本で迎える人のサポートをひつよう 行う必要があります。言葉や
ぶんか しゅうきょう しゅうかん かつかん こと 文化、宗教、習慣、価値観が異なるため、ろうご そうぎ はか かく
イのきょうどう ばち じょうほう あず ぼ かんが かた さまざま 共同墓地の情報、預ける場への考え方もさまざまですが、それにこた
えられるじょうほう ていきょう きかん か 情報を提供する機関がくかせなくなるじょうたい 状態が迫りつつあります。

ほんごく かい え せんたく 本国に帰る選択ができない人があんしん 安心、しあわ 幸せな最期を迎えられるように、
ほんにん かぞく いしき たか 本人、家族の意識を高めるサポート、おお しえん ふ かけつ 多くの支援が不可欠です。

提言7 神奈川県で子どもの権利に関する条例制定

[提言の趣旨]

神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定してほしい。子どもを取り巻く環境を改善し、子どもの権利を守る社会にしてほしい。

[具体的な内容]

神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定し、すべての子どもが個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないよう子どもの権利を守る。

<子どもの権利条約>4つの原則

- ・ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ・ 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ・ 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- ・ 差別の禁止（差別のないこと）

[提言理由]

日本では1994年5月から「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の効力が発生し、神奈川県では2007年3月に「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」が制定（2020年3月最終改正）され、2022年6月には、国で「こども基本法」や「こども家庭庁設置法」が成立、公布された。

しかしながら、子どもの連れ去りや虐待、自殺やいじめ、不登校や貧困等の問題が多く発生しており、国の「こども基本法」制定に伴い、より子どもを取り巻く環境に近い神奈川県でも、子育て支援推進だけではなく、子どもの権利に関する条例を制定し、早急に子どもたちが安全・安心に生活できるよう改善が必要と思われる。

昨今、児童生徒の自殺は400人超、小中学生の不登校は19万人以上とい

ずれも過去最多の報道があった（2021年10月）。

自殺した児童生徒の置かれていた状況で第1位は不明で第2位は家庭の不和である（文部科学省）。

特に家庭の不和の件に関しては2021年3月に神奈川県議会からも国への意見書が提出されているが、父母の離婚後の子育てに関する制度で日本では単独親権制度を採用しており、親権の決定では、監護の継続性が重視されることから、親権取得のため、婚姻中に一方の親が子どもを連れ去って別居させ、その後の面会交流を拒絶してしまうことで、親権を強引に取得してしまうケースが多発して、子どもが両親に会いたい、話をしたくても難しい状況を生んでしまっている。

子どもの権利条約第9条の「児童が父母の意思に反して父母から分離されない」権利が守られていない。このことが子どもの様々な諸問題の根源になっていると思う。

神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定し、子どもが健全に成長できる環境を実現するために、子どもファーストの社会の実現や社会全体へ子どもの権利条約の認知が必要と思われるし、条例制定後は大人だけではなく施策に対する子どもたちの意見を表明や反映できるような体制を整備し参加できるようにし、大人と子どもと一緒に子どもの権利が守られる制度を作っていくようにすることが必要である。

同時に子どもオンブズマンを設定して、子どもの権利がきちんと守られているか第三者の機関を設置し、確認することも必要だと思う。

【備考】

子どもの権利に関する総合条例（2021年4月現在で50自治体が制定）

神奈川県川崎市、相模原市 他

ていげん がいこくじん ちほうさんせいけん せんきょけん ひせんきょけん どうにゆう
提言 8 外国人の地方参政権（選挙権・被選挙権）導入

ていげん しゆし
[提言の趣旨]

がいこくせきけんみん いけん にほんしゃかい はんえい えいじゆう ちょうき たいざい
外国籍県民の意見が日本社会に反映されるよう、永住など長期にわたり滞在
する外国籍県民に対して地方参政権を与えるよう要請する。

ぐたいてき ないよう
[具体的な内容]

わたし がいこくせきけんみん にほん にほんじん みな おな しごと べんがく
私たちが外国籍県民は、日本で日本人の皆さんと同じように仕事や勉強、そ
れぞれの生活を送っている一県民です。私たちの意見が日本社会に確実に届
いて反映されるよう、永住など長期にわたり滞在する外国籍県民に対して
ちほうさんせいけん あた ようせい
地方参政権を与えるよう要請します。

ていげんりゆう
[提言理由]

① きんねん がいこくじん にほんていじゆうか すす いまげんざいかながわけん やく まんにん がい
近年、外国人の日本定住化が進み、今現在神奈川県には約22万人の外
こくせきけんみん く なか えいじゆうしかく も がいこくせきけんみん やく
国籍県民が暮らしています。その中、永住資格を持つ外国籍県民は約10
まんんにん にほん う がいこくせきけんみん かずおお
万人で、日本生まれの外国籍県民も数多くいます。

わたし にほん ほうりつ じゆんしゆ ちつじよ まも にほん す
私たちは日本の法律を遵守し秩序を守りながら日本に住んでいます。

にほんじん みな おな のうぜいぎ む ぜいきん おき
日本人の皆さんと同じく納税義務があり、税金を納めています。しかし

わたし がいこくせきけんみん せんきょ とうひょう みと ぎむ
私たちが外国籍県民は選挙で投票することが認められていません。義務は
は 果たしても、そのぜいきん つか みち き さんか
税金の使い道を決めることに参加できません。

げんざいにほん う がいこくせきけんみん おお にほん ぎむきょういく う せいじん
現在日本生まれの外国籍県民も多く、日本で義務教育を受け、成人

し 仕事をするといった、こく いっぽんてき いちしみん せい あゆ かた
し、仕事をすると、ごく一般的な一市民としての生を歩んでいる方
もおお
も多いです。

にほんこくせき しゆとく にほんじんだうよう とうひょうけん たぶんか
日本国籍を取得しなくても日本人同様の投票権があることは多文化

きょうせいじだい とうぜん けんり おも
共生時代に当然の権利だと思います。

② わたし がいこくせきけんみん ちじ ぎいん りっこうほ
私たちが外国籍県民は知事や議員に立候補することもできません。

戦後から日本に在住する外国人は、日本に帰化していないと永住権所持の外国人として日本で暮らしています。その子孫やニューカマー、ニューカマーの子孫が日本で定住し、長年一市民として日本人と生活を共にしてきました。

親のルーツが違うだけの理由で日本生まれ・日本育ちの外国籍県民は外国人として一生を生きること、選挙権がなく選挙に立候補することもできない、制限された条件で生活をしています。

彼らが自分の人生を設計するに当たり、自分のルーツが邪魔をして自分の持つ能力が存分に発揮できない状態です。

これは人材の損失にもつながり、大きくは国力にも影響する事態を招きます。

若い世代が生きる日本社会で外国籍県民も日本人の県民と同じく、一県民として力が発揮できるように未来を開いてくれることを提言します。

③ 地方参政権の導入は多文化共生時代を生きるうえで当然の動きです。

開かれた共生社会の構築に今期の外国籍県民かながわ会議が地方参政権の導入を提言することで、共に生きる神奈川県を推進したいと思います。

地方参政権の導入は一人ひとりが尊重される社会へ進む第一歩であり、人権国家として進むべき道であると思います。

自分のルーツに関係なく、自分が生きる社会の一員として平等公平に扱われ、社会に進出する機会の公平性を保証すること、グローバル時代を生きる21世紀の地球市民として、長年培った土地でその義務を実行し、権利を確保する。自治体の一員として関わりを持って責任感ある暮らしと社会参画の機会が公平に与えられることを保証していただきたいです。

提言 9 日本語教育を含む教育支援について

[提言の趣旨]

外国籍県民への教育支援として、以下の内容を実施していただきたい。

- ① 公立小中学校向けの分かりやすい日本語、母語を用いたオンライン教材の作成
- ② 新設夜間中学校、在県枠高校に入学した生徒への支援強化
- ③ 地域の日本語教室の目標ある日本語学習実現に向けた体系化

[具体的な内容]

<学校教育について>

- ① 公立小中学校向けの分かりやすい日本語、母語を用いたオンライン教材の作成
学習進度の低下などを防ぐため、神奈川県ホームページにある教育支援部子ども教育支援課が作成した課題解決教材に、分かりやすい日本語で音声、画像を付け加える。また、補助的に母語を用いた授業または学習支援を行う。オンラインを活用し、学習単元の理解を促すための母語のオンデマンド授業動画を作成して生徒に公開する。

- ② 新設夜間中学校、在県枠高校に入学した生徒への支援強化
新設夜間中学校に日本語指導員、母語サポーターを導入し、日本語を母語としない生徒のサポートを保障する。また、在県枠で高校に入学した日本語を母語としない生徒に対しても、日本語指導員、母語サポーターを各学校に配置して常勤化させる。加えて、保護者向けに日本の教育制度や学習進度を把握するための説明会、相談会を開催する。

<学校教育以外について>

- ③ 地域の日本語教室の目標ある日本語学習実現に向けた体系化
日本語講師の人材育成や教室の確保、教材のアップデート、オンライン授業の研修などを行う。

ていげんりゆう [提言理由]

がっこうきょういく 〈学校教育について〉

- ① 神奈川県では、多くの小中学校に日本語を母語としない児童、生徒のための日本語クラスが導入されている。しかし、日本語が一定程度できないとなかなか学校の授業についていくことができず、そもそも日本語を母語としない児童、生徒にとって、外国語である日本語で何か新しい概念を学習するという事は簡単ではないと考えられる。そのため、他の児童、生徒と比べ学力の低下や進度の遅れといった問題が存在する。また、日本の教育を受けていない外国籍の保護者は、学校の宿題などの手伝いができず、仕事が不安定であることが多いため、経済的に子どもを塾などに通わせることが難しい実情がある。

以上の問題に対して、神奈川県ホームページに現在公開されている教育支援部子ども教育支援課が作成した課題解決教材を活用し、それにわかりやすい日本語で音声、画像を付け加えることを提案する。そしてこれと並行して、あくまで補助的な位置付けとして、母語での授業またはそれに類するような学習支援を実施することが良いのではないかと考える。例えば、学習单元ごとに母語を用いたオンデマンド授業動画を作成し、日本語を母語としない児童、生徒にオンラインで公開する方式であれば、多くの母語に対応することができ、また、一度作成すれば何回でも使用できるため、神奈川県のみならず全国にも広く活用できると考える。

- ② 県央地区に2022年度より新設された夜間中学に日本語を母語としない生徒が入学することを想定し、日本語を教科に含め、日本語指導員、母語サポーターの導入を提案する。

一般的に生活言語の習得は3年以上、学習言語の習得は5年ないし7年を要するとされている。自治体では「母語による日本語指導員」などの制度があり、来日初期の1年ないし1年半の支援がなされているが、学習言語

の習得まで達しないまま支援が終わることが多い。マニュアルどおりの支援ではなく、追跡調査をすることで、生徒やその家庭に合う支援に切り替えることを提言する。

また、2022年度より在県枠で高校入試を受験する際の要件である在日年数が、3年から6年に設定され、在県枠校は5校増加した。更なる在県枠校の定員の拡大、及び学習者の日本語レベルに応じた支援を提言する。

現在はほとんどの在県枠校においての日本語、母語サポートはボランティアによるもので、学校生活を送る生徒の様子や教科の進み具合が分からず、教科との連携が取れない日本語支援になっている。支援者及びサポーターが常勤することで、生徒のニーズと教員のニーズとを結び付けられることが期待できる。また、生徒だけではなく保護者が日本の教育制度を理解し、学習の内容を把握できるように、保護者向けの説明会や教育相談会を実施することを提言する。

＜学校教育以外について＞

③ 地域の日本語教室はボランティアで運営されており、教材のアップデートや講師へのサポートが乏しい。また、目標のない支援にとどまっている場合が多いことから、学習者のニーズに沿った教材や学習者の目標達成に向けた指導ができるようにボランティアの養成及び教室の体系化を提案する。

現状、民間の日本語学校に通うと多額のお金を必要とする。地域で運営されているほとんどの日本語の授業には定められた目標はなく、誰がいつ参加しても良いようになっているため、なかなか上達に繋がりにくい。そこで、例えば日本語検定を目標に無償・低コストで授業を実施すれば、多くの外国人が興味を示し、結果的に日本語の学習者も増えると考えられる。そうなれば、次第に多言語化の必要性も徐々に減ってくる可能性がある。

提言10 外国人起業家支援について

[提言の趣旨]

外国人起業家を支援するため、以下の内容を実施していただきたい。

- ① 県から外国人起業家に初期資金として助成金を出す。
- ② 日本で起業するプロセスについて説明会やワークショップを開く。
- ③ 外国人起業家を支援する法律事務所などを紹介する。
- ④ 神奈川県内の外国人起業家の名簿を作成し、ネットワークを構築し、持続可能なコミュニティを目指す。

また、外国人人材を採用した企業に対してワークショップ形式の研修を提供してほしい。

[具体的な内容]

外国人は日本人より高い起業率を有していて、特に飲食店などのビジネスではローカルな雇用を作り出し、地元の経済に貢献している。外国人起業家を支援するため、以下の内容を実施していただきたい。

- ① 県から外国人起業家に初期資金として助成金を出す。
- ② 日本で起業するプロセスについて説明会やワークショップを開く（外注可能）。
- ③ 外国人起業家を支援する法律事務所などを紹介する。
- ④ 神奈川の外国人起業家の名簿を作り、ネットワークを構築し、持続可能なコミュニティを目指す。

また、県内の企業（特に中小企業）に向けて、外国人人材を採用したあとの育成、異文化コミュニケーション、社内ダイバーシティとインクルージョンの推進等に関してワークショップ形式の研修を提供してほしい。

[提言理由]

外国人が日本で起業するプロセスは大変難しく、会社をどう登録するか、どう書類を準備すればいいか、ローンをどう組むか、かなりハードルが高くて

す。

近年会社に外国人人材の採用が進み、日本の会社で働く外国人の割合が増えています。ただ、採用したあとに文化やビジネスの常識の違いにより、衝突が生じ、外国人人材がなかなか活用できていない・定着しない現状があります。その場合、外国人に日本のビジネスマナーなどを押し付けるのではなく、会社側が多様な人材が活躍できるような環境づくりを行うことが求められます。しかし、大企業の場合はそういった社内研修やノウハウがある一方、中小企業ではそういうことに力を入れる金銭的・人材的余裕がありません。そこで県の予算で中小企業の外国人人材採用・育成を支援して、中小企業の外国人採用の不安を解消し、県内企業の diversity and inclusion を進め、外国人人材の就労後の定着を図っていただきたいと思います。

提言11 県立インターナショナル・コースの導入、多言語サークルの導入
[提言の趣旨]

公立学校にインターナショナル・コースを導入し、安価で英語教育が受けられる環境を提供していただきたい。国際的な環境で日本人及び外国籍の子どもたちが一緒に勉強する事で、多文化共生も実現できると考える。

また、色々な国の子どもたちが参加することも考慮し多言語サークル(継承語の習得のため)の設立も強くお勧めする。

[具体的な内容]

将来のグローバル・リーダーを育てるために、日本人の子どもたちにも国際的教育を与える必要があります。民間のインターナショナル・スクールは学費が高く、多くの日本人の親は通わせたいと思ってもそこに通わせることができません。行政が運営する学校なら日本の子どもたちも、外国籍の子どもたちにも国際的な教育を無料・安く提供することが可能になります。国際的な環境で日本人及び外国籍の子どもたちが一緒に勉強することで

たぶんかきょうせい じつげん
多文化共生も実現できます。

げんざい とうきょうとりつこくさいこうとうがっこう よこはまこくさいこうとうがっこうとう こうこう
現在は東京都立国際高等学校や横浜国際高等学校等がありますが、高校に
なっからいきなり英語での教育を受けるとことは大変です。小学校か
ら英語での教育を受けるとその先の教育または海外での留学も検討しやす
くなり、国際的な人材を育成することが可能となります。

また、いろいろな国の子どもたちが参加することも考慮し多言語サークル
(継承語の習得のため) の設立も強くお勧めします。

あら くにこくさいがっこう せつりつ せつりつ つよ すす きぞん こうりつ がっこう
新たに国際学校の設立ではなくとも、既存の公立の学校でインターナシヨナ
ル・コースを導入することで、より多くの子どもたちに英語教育を受けても
らうことが可能になると考えます。

こうりつがっこう どうにゆう にほんじん こ
公立学校にインターナショナル・コースを導入することで日本人の子ども
たちも外国籍の子どもたちも同じところで勉強することができ、多文化共生
が実現可能となります。

インターナショナル・コースとそれ以外の子どもとの交流など、お互いを
理解する良いきっかけになるとおもいます。

ていげんりゆう 【提言理由】

- ① 民間のインターナショナル・スクールが高くて多くの子どもたちは入れ
ない
- ② 外国人が運営する学校は英語が苦手な日本人の親も遠慮する
- ③ 多額の学費を払えない外国籍県民も多数いる
- ④ 子どもの頃から多文化共生を育む良い機会になる
- ⑤ 母語を勉強できる場を提供する

びこう 【備考】

ほんていげん じつげん さまざま よそう
本提言の実現には様々なチャレンジも予想されます。

- ① 新たに国際・スクールを設立することは不可能。
新たな学校を設立する必要はなく、現存する公立学校の中で国際・コースを導入することでこの問題は解決できる。
- ② 県立の学校で国際・コースを教えられる教師がいない。
他の国際・スクールでの経験がある外国人教師を雇う。
そうすることによって公立学校でも外国人教師の採用が可能になります。
また、経験はあるが就職が難しい外国人教師の雇用問題の解決策にもなります。
- ③ 現在も学校内に外国籍の子どもたちがいるが、そこを生かしてない。
国際・コースに申し込む子どもたちに加え、希望する他の外国籍の子どもたちがコース変更できるような仕組みを作る。

2 かいぎかいさいじょうきょう
会議開催状況

かい 回	かいさいび 開催日	おも きょうぎじこう 主な協議事項
1	ねん がつ にち にちよう 2020年10月11日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> いいん じ こしようかい ・委員自己紹介 ・オリエンテーション いいんちょう ふくいんちょう けつてい ・委員長・副委員長の決定
2	ねん がつ にち にちよう 2020年12月13日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> いいんていあんないよう はつびよう ・委員提案内容の発表 いけんこうかん ・意見交換 かながわ こくさいせいさくすいしんこんわかい れんけい ・かながわ国際政策推進懇話会との連携について
3	ねん がつ にち にちよう 2021年2月7日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> かながわ こくさいせいさくすいしんこんわかい いけんこうかん ・かながわ国際政策推進懇話会との意見交換 いけんこうかん ふりかえ およ ぶかい すす かた ・意見交換の振り返り及び部会の進め方について
4	ねん がつ にち にちよう 2021年5月23日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ ふりかえ ついか そあん ・第3回会議の振り返りと追加の素案について ぶかいべつきょうぎ じょうほうぶかい じんけん きょういくぶかい ・部会別協議 (情報部会、人権・教育部会) ぜんたいかいぎ いけんこうかん ・全体会議 (意見交換)
5	ねん がつ にち にちよう 2021年7月25日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ ふりかえ ・第4回会議の振り返りについて ぶかいべつきょうぎ じょうほうぶかい じんけん きょういくぶかい ・部会別協議 (情報部会、人権・教育部会) ぜんたいかいぎ いけんこうかん ・全体会議 (意見交換)
6	ねん がつ にち にちよう 2021年8月29日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ ふりかえ ・第5回会議の振り返りについて ぶかいべつきょうぎ こんわかいいいん いけんちようしゅ じょうほう ・部会別協議、懇話会委員への意見聴取 (情報 部会、人権・教育部会) ぜんたいかいぎ いけんこうかん ・全体会議 (意見交換)
7	ねん がつ にち にちよう 2021年10月31日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ ふりかえ ・第6回会議の振り返りについて ぜんたいかいぎ かいぎ やくわりぶんとん ・全体会議 (オープン会議の役割分担) ぶかいべつきょうぎ はつびようないよう けんとう ・部会別協議 (発表内容の検討)
8	ねん がつ にち にちよう 2021年11月28日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> じょうほうぶかい きょうぎないよう せつめい ・情報部会の協議内容の説明 じょうほうぶかい きょうぎないよう かん しつもん いけんこうかん ・情報部会の協議内容に関する質問・意見交換 じんけん きょういくぶかい きょうぎないよう せつめい ・人権・教育部会の協議内容の説明 じんけん きょういくぶかい きょうぎないよう かん しつもん いけん ・人権・教育部会の協議内容に関する質問・意見 交換
9	ねん がつ にち にちよう 2022年1月30日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ かいぎ ふりかえ ・第8回会議 (オープン会議) の振り返りについて ぶかいべつきょうぎ ていげんあん さいけんとう ・部会別協議 (提言案の再検討) ぜんたいかいぎ いけんこうかん ・全体会議 (意見交換)

かい 回	かいさい び 開催日	おも きょうぎじこう 主な協議事項
10	ねん がつ にち にちよう 2022年3月13日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> ぶかいべつきょうぎ (こんわかいいいん いけんちようしゅ) ・部会別協議 (懇話会委員からの意見聴取) ぜんたいかいぎ (ていげんあん かたとう かん いけん こうかん 交換)
11	ねん がつ にち にちよう 2022年5月22日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> ぶかいべつきょうぎ ていげんあん しゅうせいないうとう ・部会別協議 (提言案の修正内容等) ぜんたいかいぎ (さいしゅうほうこくしよ こうせい ていげんこうもく ふくだい きょうぎとう 協議等)
12	ねん がつ にち どよう 2022年7月23日 (土曜)	<ul style="list-style-type: none"> こんわかい ごうどうかいぎ ていげんあん はっぴよう こんわかいいいん ・懇話会との合同会議 (提言案の発表、懇話会委員 からの意見聴取) ぶかいべつきょうぎ ほうこくしよきさいないよう せいりとう ・部会別協議 (報告書記載内容の整理等) ぜんたいかいぎ ぶかい きょうぎけっか きょうゆうとう ・全体会議 (部会の協議結果の共有等)
13	ねん がつ にち にちよう 2022年9月25日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> ぜんたいかいぎ ほうこくしよきさいないよう せいり はっぴようじゅんびとう ・全体会議 (報告書記載内容の整理、発表準備等)
14	ねん がつ にち にちよう 2022年10月16日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> ぜんたいかいぎ ほうこくしよ さいしゅうかくにん はっぴようじゅんびとう ・全体会議 (報告書の最終確認、発表準備等)

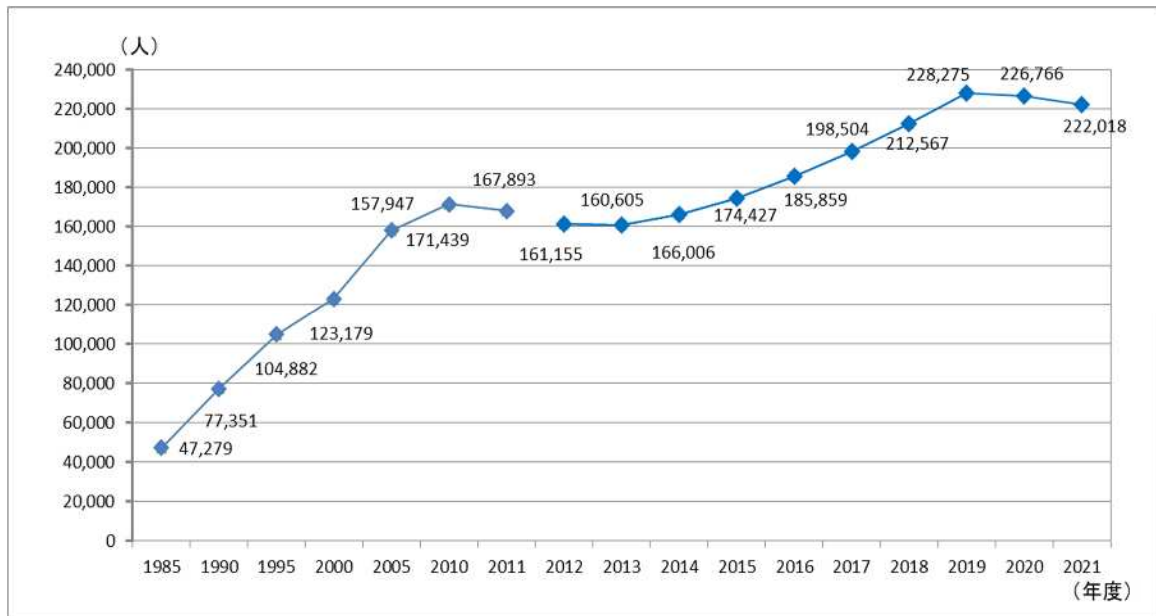
3 参考資料

・県内外国人数の推移 (2022年1月1日現在)

この調査結果は、2022年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数について、県内市町村に対して調査した結果を集計したものです。

①総数及び推移

- ・2022年1月1日現在の本県の住民基本台帳上の外国人数：222,018人
- ・県民(9,231,177人)の約42人に1人が外国籍県民
- ・県民比率：2.41%



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数(なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、2011(平成23)年以前のデータと単純に比較することはできません。

②国・地域別の状況

・県内外国人の国・地域数：172。

・中国が68,445人で全体の30.8%を占め、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルと続いている。

		2017年度 (2018. 1. 1)	2018年度 (2019. 1. 1)	2019年度 (2020. 1. 1)	2020年度 (2021. 1. 1)	2021年度 (2022. 1. 1)
1位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人人数(人)	65,065	68,912	73,136	71,386	68,445
	構成比(%)	32.8	32.4	32.0	31.5	30.8
2位	国・地域	韓国	韓国	韓国	韓国	ベトナム
	外国人人数(人)	27,578	27,781	27,964	27,138	26,478
	構成比(%)	13.9	13.1	12.3	12.0	11.9
3位	国・地域	フィリピン	フィリピン	ベトナム	ベトナム	韓国
	外国人人数(人)	20,980	22,192	24,269	26,191	26,225
	構成比(%)	10.6	10.4	10.6	11.5	11.8
4位	国・地域	ベトナム	ベトナム	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	外国人人数(人)	16,153	19,801	23,076	22,825	22,960
	構成比(%)	8.1	9.3	10.1	10.1	10.3
5位	国・地域	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
	外国人人数(人)	8,224	8,478	8,866	8,749	8,410
	構成比(%)	4.1	4.0	3.9	3.9	3.8

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいましたが、2013年度調査から別に集計しています(新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となりました)。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していましたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計しています。

市(区)町村別主要国・地域別外国人人数 (2022 (令和4年) 年1月1日現在)

国・地域数172

	全合計	中国	インドネシア	韓国	フィリピン	ブラジル	ペルー	アメリカ	インド	台湾	スリランカ	タイ	インドネシア	その他159	
県合計	222,016	68,445	26,478	26,225	22,960	8,410	7,850	6,188	5,522	5,432	5,053	4,071	3,823	27,473	
横浜市	99,229	38,889	9,154	12,154	8,298	2,525	4,174	1,252	2,353	2,738	2,699	911	1,658	1,437	10,987
神奈川区	13,395	4,907	1,367	1,354	1,302	1,179	911	405	105	254	224	67	127	128	1,065
高井区	7,125	2,704	609	963	441	83	749	27	157	118	191	72	81	96	834
南区	4,441	1,735	396	609	201	26	490	20	134	44	132	46	58	35	515
中区	15,491	8,577	605	1,942	711	81	233	48	545	232	741	55	313	71	1,337
緑区	10,406	5,618	647	1,314	999	45	217	42	106	67	295	91	235	53	677
清瀬区	2,919	1,088	298	500	325	34	76	24	69	37	69	8	67	49	275
佐土ヶ谷区	5,270	2,044	512	597	413	59	388	19	84	168	111	60	96	80	639
旭区	3,222	917	456	390	330	38	169	27	67	23	66	56	90	123	470
磯子区	4,995	2,614	280	537	427	112	148	82	109	94	116	18	58	26	374
荻区	3,282	708	398	351	530	150	95	291	111	48	64	22	67	53	394
港北区	6,699	1,789	570	1,081	729	146	333	34	275	101	219	143	97	110	1,072
緑区	4,296	1,034	326	324	411	124	68	38	48	1,147	51	41	84	150	450
青葉区	4,363	1,171	381	647	270	70	42	42	228	213	119	42	63	169	906
菊区	3,445	596	397	503	370	117	27	25	109	122	113	74	47	83	862
戸塚区	4,293	1,785	540	531	297	134	121	57	90	55	71	32	60	114	406
栄区	1,211	378	169	192	129	20	20	6	46	8	45	13	30	14	141
磯区	2,420	756	731	155	167	65	15	26	39	5	35	35	51	36	304
瀬谷区	1,956	468	472	164	246	42	72	39	31	2	37	36	34	47	266
川崎市	43,894	15,194	4,413	7,134	4,701	826	1,590	474	1,062	1,275	1,101	265	638	631	4,590
川崎区	15,996	5,838	1,967	2,976	1,812	489	499	300	94	571	232	53	230	132	803
幸区	5,405	2,181	506	811	578	42	326	75	75	153	126	13	57	39	423
市原区	5,763	1,933	343	1,022	473	55	268	23	235	143	269	32	95	107	765
高津区	5,140	1,473	533	770	652	50	199	22	210	143	159	43	81	94	711
宮前区	3,976	1,117	372	581	513	71	53	21	168	81	111	27	73	113	675
多摩区	4,673	1,556	494	570	504	74	215	14	162	56	112	73	55	73	715
麻生区	2,941	1,096	198	404	169	45	30	19	118	128	92	24	47	73	498
相模原市	15,786	4,222	2,536	1,578	2,047	362	445	295	310	576	292	159	311	319	2,334
緑区	3,566	805	898	308	380	73	130	45	70	36	63	45	83	57	573
市原区	6,044	1,707	855	580	1,048	169	161	145	78	85	93	61	118	112	832
南区	6,176	1,710	783	690	619	120	154	105	162	455	136	53	110	150	929
橋本町	6,032	765	661	737	1,617	221	232	276	473	29	138	24	103	164	592
早稲町	5,113	928	675	379	795	617	93	181	73	18	60	26	86	101	1,081
鎌倉市	1,630	261	86	288	92	31	25	6	195	21	55	17	50	45	458
磯谷町	6,700	1,250	753	761	412	574	95	472	234	68	115	548	126	249	1,043
小田原市	2,598	411	520	293	535	111	178	59	39	20	26	18	51	114	223
茅ヶ崎市	2,001	418	190	285	228	94	52	35	112	37	60	32	46	57	355
沼津市	534	56	14	104	50	0	21	3	99	5	16	0	10	4	152
三浦市	360	33	102	32	54	8	22	2	25	1	8	0	9	16	48
藤沢市	3,708	732	556	204	239	478	120	373	35	45	48	17	66	83	712
厚木市	7,656	1,258	1,837	405	763	411	80	683	59	212	95	600	171	76	1,006
大和市	7,233	1,515	1,145	725	888	296	220	722	104	99	122	100	182	139	976
伊勢原市	2,497	369	861	110	282	207	46	74	15	49	41	10	37	72	324
海老名市	2,690	504	405	235	236	134	61	106	59	169	37	198	70	63	413
座間市	3,275	682	426	297	552	152	31	139	102	33	42	177	82	68	492
南足柄市	508	173	49	38	58	76	14	8	6	2	7	11	8	3	55
あきる町	4,129	234	1,072	158	196	595	21	205	35	7	24	709	151	67	655
葉山町	257	9	8	37	16	1	9	2	54	1	4	4	5	3	104
寒川町	1,002	80	290	54	123	109	14	43	11	4	11	75	27	33	128
大磯町	192	32	7	19	34	7	0	2	19	1	7	0	5	2	57
二宮町	212	28	20	12	26	23	15	8	10	3	3	0	6	2	56
甲府町	326	22	59	7	181	21	0	23	1	0	0	0	2	0	10
大井町	150	56	28	12	15	7	3	0	4	1	3	0	3	6	12
松田町	85	12	9	8	21	7	12	0	2	2	0	0	1	1	10
山北町	88	19	32	8	10	1	0	0	0	0	0	3	5	1	9
旗本町	155	34	34	13	12	21	10	8	3	2	2	0	3	2	11
箱根町	548	64	98	36	28	8	201	0	6	3	29	2	4	15	54
真鶴町	68	23	0	12	11	2	3	0	6	0	0	0	0	0	11
藤岡町	347	33	56	62	51	4	33	45	11	3	4	1	9	1	34
愛川町	2,970	137	359	28	381	479	30	692	4	8	3	174	146	49	480
蒲川町	45	2	23	0	8	2	0	0	1	0	1	7	0	0	1

神奈川県国際文化観光局国際課調べ

※本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

県内国・地域別外国人人数 (2022 (令和4年) 1月1日現在)

全合計	222,018								
アジア	187,564	ヨーロッパ	7,170	ウクライナ	204	マリ	44	メキシコ	288
アフガニスタン	40	アルバニア	7	ウズベキスタン	250	モリタニア	1	ニカラグア	12
アラブ首長国連邦	32	オーストリア	65	バチカン	0	モロッコ	76	パナマ	6
ミャンマー	1,699	バルキリー	70	アルメニア	4	マラウイ	10	セントルシア	0
バーレーン	2	ブルガリア	45	アゼルバイジャン	31	モーリシャス	11	セントビンセント	1
ブータン	19	ペラルーシ	39	アンドラ	0	モザンビーク	17	セントクリストファー・ネイビス	0
バンラテ	1,394	クロアチア	17	ジョージア	6	ニジェール	0	トリニダード・トバゴ	15
ブルネイ	0	チェコ	41	スロベニア	4	ナイジェリア	491	米国	5,522
カンボジア	2,423	デンマーク	40	スロバキア	19	ナミビア	0	グレナダ	1
スリランカ	4,088	エストニア	17	ボスニア・ヘルツェゴビナ	6	ルワンダ	10	アンティグア・バーブーダ	0
中国	68,445	フィンランド	51	セルビア・モンテネグロ	1	セネガル	164	南米	16,773
台湾	5,053	フランス	977	モンテネグロ	0	シエラレオネ	3	アルゼンチン	671
キプロス	4	ドイツ	963	セルビア	24	ソマリア	2	ボリビア	763
東ティモール	5	ギリシャ	32	コソボ共和国	0	スーダン	15	ブラジル	8,410
インド	5,432	ハンガリー	72	アフリカ	2,166	エスワティニ	0	チリ	61
インドネシア	3,823	アイスランド	3	アルジェリア	25	サントメ・プリンシペ	0	コロンビア	326
イラン	536	アイルランド	84	ブルンジ	1	セーシェル	1	エクアドル	41
イラク	5	イタリア	346	ボツワナ	2	タンザニア	132	ガイアナ	1
イスラエル	38	キルギス	52	カメルーン	58	トーゴ	8	パラグアイ	268
ヨルダン	15	カザフスタン	55	中央アフリカ	3	チュニジア	79	ペルー	6,188
韓国	26,225	リヒテンシュタイン	0	チャド	0	ウガンダ	49	スリナム	0
朝鮮	1,410	ルクセンブルク	4	コンゴ共和国	7	南アフリカ共和国	87	ウルグアイ	8
クウェート	2	ラトビア	16	コンゴ民主共和国	58	エジプト	140	ベネズエラ	36
ラオス	1,157	リトアニア	29	カボベルデ	1	ブルキナファソ	8	オセアニア	947
レバノン	14	モナコ	0	コモロ	0	ザンビア	10	オーストラリア	691
マレーシア	1,185	マルタ	1	ペナン	12	ジンバブエ	25	フィジー	29
モンゴル	1,106	モルドバ	22	シブチ	0	アンゴラ	8	キリバス	2
オマーン	0	北マケドニア	3	エチオピア	20	南スーダン共和国	1	マーシャル	0
モルディブ	2	オランダ	126	赤道ギニア	1	北米	7,167	ミクロネシア	9
ネパール	7,850	ノルウェー	28	エリトリア	5	バルバドス	1	ニュージーランド	196
パキスタン	1,371	ポーランド	139	ガボン	0	パナマ	3	ナウル	0
フィリピン	22,960	ポルトガル	51	ガーナ	393	ペリウズ	2	パプアニューギニア	2
カタール	3	ルーマニア	224	ギニア	37	カナダ	884	パラオ	5
サウジアラビア	55	ロシア	905	ガンビア	8	コスタリカ	27	ソロモン	4
シリア	47	サンマリノ	1	ギニアビサウ	0	キューバ	24	トンガ	5
シンガポール	263	スペイン	263	コートジボワール	37	ドミニカ共和国	186	ツバル	0
タイ	4,071	スウェーデン	133	ケニア	80	ドミニカ	2	バヌアツ	0
トルコ	287	スイス	120	リベリア	2	エルサルバドル	17	サモア	4
ベトナム	26,478	トルクメニスタン	21	リビア	4	グアテマラ	21	無国籍・その他	231
イエメン	16	タジキスタン	5	レソト	3	ハイチ	7	無国籍	93
バレスチナ	9	英国	1,554	マダガスカル	17	ホンジュラス	10	経過滞在者	126
						ジャマイカ	138	国籍未定	12

※本表は県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

神奈川県国際文化観光局国際課調べ

※「無国籍、その他」には出生による経過滞在者も含まれています。

がいくせきけんみん かいぎせつちようこう
・外国籍県民かながわ会議設置要綱

せつちもくてき
(設置目的)

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

しよしやうじむ
(所掌事務)

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こうせいとう
(構成等)

第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した委員20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
 - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
 - (3) 神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
 - (4) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年半程度とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
- 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いんちやうおよびふくいんちやう
(委員長及び副委員長)

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

うんえいなど
(運営等)

- 第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。
- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間半程度の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

いいん せきむ
(委員の責務)

- 第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。
- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後と同様とする。

すいしんたいせい
(推進体制)

- 第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。
- 2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
- 3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。
- 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しょむ
(庶務)

- 第8条 外国籍県民会議の庶務は、神奈川県国際文化観光局国際課において処理する。

ほそく
(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別に定める。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)
2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳に登録されている者については、改正後の要綱第3条第1項第2号に規定する住民基本台帳に登録されている者とみなす。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年12月23日から施行する。

がいくせきけんみん かいぎうんえいようりょう ・外国籍県民かながわ会議運営要領

しゆし (趣旨)

だい じょう この 要領は、がいくせきけんみん かいぎせつちようこうだい じょう きてい もと
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づ
き、がいくせきけんみん かいぎ い か がいくせきけんみんかいぎ うんえい
外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営につ
いてひつよう じこう さだ
いて必要な事項を定める。

かいさいとう (開催等)

だい じょう がいくせきけんみんかいぎ かいさいかいすう ねん かいていど
第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。
2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、いんちょう せんげん
委員長が宣言する。

しやうげんご (使用言語)

だい じょう がいくせきけんみんかいぎ にほんご もち いいん つうやくひとり どうこう
第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行す
ることができる。

ぼうちやう (傍聴)

だい じょう がいくせきけんみんかいぎ ぼうちやう かん じこう がいくせきけんみん かいぎ
第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議
ぼうちやうようりょう さだ
傍聴要領」において定める。

ぶかい (部会)

だい じょう がいくせきけんみんかいぎ ぶかい お
第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。
2 部会は、いんちょう がいくせきけんみんかいぎ はか せつち
委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。
3 ぶかいちやう とうがいぶかい ぞく いいん ごせん さだ ぶかい じむ とうかつ
部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括
し、ぶかい しんぎけいかおよ けつか いんちょう ほうこく
部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

かながわこくさいせいさくすいしんこんわかいとう れんけい (かながわ国際政策推進懇話会等との連携)

だい じょう がいくせきけんみん うんえい あ ひつよう おう いっばん けんみんおよ いいん
第6条 外国籍県民の運営に当たっては、必要に応じて一般の県民及び委員
いがい がいくせきけんみん さんか こうちやうかい かいさい はばひろ いけん しゅうやく つと
以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努め
る。
2 がいくせきけんみんかいぎ うんえい あ べつ さだ こくさいせいさくすいしん
外国籍県民会議の運営に当たっては、別に定めるかながわ国際政策推進
こんわかいとう きやうりよく れんけい はか
懇話会等との協力・連携を図る。

かいにん もうしで (解任の申出)

だい じょう いんちょう がいとう ち じ いいん
第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員

かいにん もう で
の解任を申し出ることができる。

- (1) じこ つごう により じにん いし ひょうめい
自己の都合により辞任の意思を表明したとき。
- (2) しんしん こしょう た じゆう しょくむ すいこう た みと
心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められると
き。
- (3) てんきよ てんきんとう がいこくせきけんみん かいぎせつちようこうだい じょうだい こう
転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項
の要件に該当しなくなったとき。
- (4) しょくむじょう ぎ むいはん
職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで
(補充の申出)

だい じょう いいん けついん しょう ばあい いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか
第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その
ほじゅう ち じ もう で
補充を知事に申し出ることができる。

いにん
(委任)

だい じょう しようりょう さだ ひつよう じこう いいんちょう がいこくせきけんみん
第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民
かいぎ はか さだ
会議に諮って定める。

ふ そく
附 則

- 1 この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう
平成10年11月21日から施行する。
- 2 へいせい ねん ど がいこくせきけんみんかいぎ かいさい だい じょうだい こうちゅう かい
平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回
ていど かいていど
程度」とあるのは、「4回程度」とする。

ふ そく
附 則

しようりょう へいせい ねん がつ にち しこう
この要領は、平成18年12月23日から施行する。

ふ そく
附 則

しようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

しようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

ふ そく
附 則

しようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

がいこくせきけんみん かいぎぼうちょうようりょう
・外国籍県民かながわ会議傍聴要領

しゆし
(趣旨)

だい じょう ぼうちょうよう がいこくせきけんみん かいぎ がいこくせきけんみん かいぎ
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」とい
う。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼうちょうせき くぶん
(傍聴席の区分)

だい じょう ぼうちょうせき いっぱんせきおよ ほうどうかんけいしやせき わ
第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼうちょうにん けつていとう
(傍聴人の決定等)

だい じょう いっぱん ていじん にんいんない かいぎ つど かいぎしつ しゅうようにんずうとう
第3条 一般の定員は、10人以内とし、会議の都度、会議室の収容人数等を
こうりよ きた
考慮して定めるものとする。

2 外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、
じかん しゅうごう
時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴
ぜんごう きてい しゅうごう ぼうちょうきぼうしやすう ていじん み ばあい ぼうちょう
希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定す
る。

ぼうちょうせき にゅうじょう もの
(傍聴席に入場できない者)

だい じょう つぎ もの ぼうちょうせき にゅうじょう
第4条 次の者は、傍聴席に入場できない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認め
られる者

ぼうちょうにん まも じこう
(傍聴人の守るべき事項)

だい じょう ぼうちょうにん かいぎ ちつじょ みだ また しんぎ ぼうがい こうい
第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をし
てはならない。

しゃしん えいが どう さつえいおよ ろくおんとう きんし
(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じょう ぼうちょうにん かいじょう しゃしん えいが どう さつえい また
第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は
ろくおんとう じぜん いいんちよう きよか え ばあい かが
録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限
りではない。

ちつじょ いじ
(秩序の維持)

だい じょう いいんちよう かいぎ えんかつ うんえい はか ぼうちょうにん ひつよう しじ
第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、

また じむきょく しよくいん しじ
又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 いいんちよう ぜんこう しじ また じむきょく しよくいん しじ
委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、
ぼうちょうにん しじ したが ぼうちょうにん たいじょう
傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

じっしさいもく
(実施細目)

だい じょう ようりょう さだ じこう いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ はか さだ
第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定
める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成18年12月23日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう れいわ ねん がつ にち しこう
この要綱は、令和2年10月29日から施行する。

4 外国籍県民かながわ会議（第11期）委員名簿

（氏名の五十音順）

しめい 氏名	ざいじゅう ざいきんち 在住・在勤地
きむ えよん 金 愛蓮	さがみはらし 相模原市
ケゼングア エドワード ムインビ	かわさきし 川崎市
さ さ き せいしやう 佐々木 聖壘	かわさきし 川崎市
サリ アビシエク	かわさきし 川崎市
すずき くりすちーナ みゆき やまもと 鈴木 クリスチーナ 美幸 山本	ふじさわし 藤沢市
ティンキーコ ミリアム	かわさきし 川崎市
とう とくりゆう 唐 徳龍	よこはまし 横浜市
なかだ 仲田 シリワン	かわさきし 川崎市
は さんう 河 相宇	かわさきし 川崎市
パックマン ジェイサン マシユー	さがみはらし 相模原市
ファム ルー アンジー	よこはまし 横浜市
やました 山下ジューリア 真由美	あつぎし 厚木市
よう ほう 楊 芳	よこはまし 横浜市
リー ロイ ジャシユン	よこはまし 横浜市
リディア ワンタ	よこはまし 横浜市

にんき れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ
任期：2020（令和2）年5月～2022（令和4）年11月

しゅっしんこくとう
出身国等

ちゆうごくさんにん かんこくふたり ひとり ひとり ひとり
中国3人、韓国2人、ベトナム1人、フィリピン1人、インド1人、
ブラジルふたり、アメリカふたり、タイひとり、インドネシアひとり、ケニアひとり

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第11期）最終報告

ひとり ひとり さんちょう しゃかい
一人ひとりが尊重される社会へ！
～みんなで生きる神奈川～

れいわ ねん がつ
2022（令和4）年11月

がいこくせきけんみん かいぎじむきょく かながわけんこくさいぶんかかんこうきょくこくさいか
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県国際文化観光局国際課

ゆうびんばんごう
郵便番号 231-8588

しよざいち かながわけんよこはましなかくにほんおどおり
所在地 神奈川県横浜市中区日本大通 1

でんわ
電話 045-210-3748

ファクシミリ 045-212-2753

URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/gaikokusekikenminkaigi.html>